

16監査公表第12号

地方自治法第199条第12項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。
平成16年5月13日

福岡市監査委員 津 田 隆 士
同 上 野 忠 之
同 高 橋 宏 和
同 上 野 寛

[監査結果に対する措置通知文]

総行第38号
平成16年4月9日

福岡市監査委員 津 田 隆 士 様
同 同 同 同 同 様
同 同 同 同 同 様
同 同 同 同 同 様

福岡市長 山崎 広太郎

行政監査結果に関する措置について（通知）

事務の執行の監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

- (1) 13監査公表第7号（平成13年5月14日付 福岡市公報第4881号（別冊）公表）分
健康づくりに関する事務事業 22件
- (2) 14監査公表第8号（平成14年5月2日付 福岡市公報第4972号（別冊）公表）分
ごみ減量・リサイクルの推進について 4件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

1 健康づくりに関する事務事業

指摘事項

2 健康教育について

(1) 壮年期世代への健康教育について

壮年期の世代が参加しやすくまた、関心を持ちやすい環境づくりが大切であり、市民のニーズに合わせた効果的な実施方法の検討や内容に趣向を凝らすなどにより壮年期世代の参加を促進されたい。

【講じた措置】

壮年期世代への健康教育の参加促進については、壮年期世代の受診の多い基本健康診査や各種がん検診の機会を活用して健康教育がなされるよう、こられる更なる受診率の向上に向けた広報を徹底することとした。

さらに、「健康日本21福岡市計画」に基づく健康づくりの企画、実施体制を壮年期世代の健康づくりへの参加のきっかけとなりやすい環境づくりとして、校区の地域住民が自ら行うこととした。

（保健福祉局）

指摘事項

(2) 若い世代への健康教育

家族の健康管理を担っている若い主婦等からなるPTAや子供育成会などの団体に対し積極的に働きかけるとともに、学童期から青年期までの若い世代に対しては、教育機関などに積極的に働きかけ、学校保健との連携を強化し健康教育を推進するなど有効な対策を講じられたい。

【講じた措置】

若い世代への健康教育対策については、育児サークル、保育園等への働きかけによる地域の若い主婦等を対象とした子どもを含め、家族全員の健康管理に関する健康教育や、小学校及びPTAへの働きかけによるPTAを対象とした「食」の教育を行った。（児童への食事に関するアンケート調査の実施、結果分析、問題解決方策の検討等をワークショップ形式で行った。）

（博多区役所）

【講じた措置】

若い世代への健康教育対策については、学校保健と連携し、小学校の児童を対象とした「喫煙防止教室」を引き続き実施するとともに、小学校区単位の健康づくり実行委員会のメンバーとして子ども会育成会、PTAの関係者や、小学校の栄養士、養護教員等の教育機関の関係者等に参加の働きかけを行った。

その結果、小学生等のこどもを巻き込んだウォーキングマップづくりを行うなど、若い世代の参加が促された。

また、小学校・中学校において生活習慣アンケートを実施したところであり、この結果の分析に基づき、今後の健康教育の推進を図ることとした。

（中央区役所）

【講じた措置】

若い世代への健康教育対策については、育児サークル等への働きかけによる地域の若い主婦等を対象とした健康教育や、小中学校の父兄も参加した「防煙教室」を継続するとともに、この機会を捉え教師層やPTA等への健康教育の必要性について働きかけを行い、学校教員による教育現場での健康教育を計画し進めた。

（南区役所）

【講じた措置】

若い世代への健康教育対策については、育児サークルや子育て交流サロン参加者に保健所で実施中のヘルスアップスクールや親子教室、栄養相談の案内を行い、参加の勧奨

を行った。また、小・中・高校と連携し、医師・保健士が教育機関へ出向き、性病、HIV予防の教育や禁煙教室、薬物乱用防止教室を学校保健と連携し実施するほか、生活習慣病についての健康教育を行い、若い世代からの健康教育の充実を図った。
(早良区役所)

指摘事項

(3) 医療機関での健康教育について

個別健診受診者に健康教育の充実を図るため、医療機関との連絡、調整機関である市医師会との連携を強化し、効果的な実施方法等を検討されたい。

【講じた措置】

医療機関での健康教育については、区医師会・保健福祉センター連絡会議において、ミニドック医療機関での健康教育の充実を申し入れ、当該医療機関が個別健診受診者へ保健福祉センターでの健康教育の紹介を行うこととした。

(博多区役所，早良区役所)

指摘事項

3 ミニドックについて

(2) 未受診者の把握と受診勧奨について

今後は、節目者をはじめとする全体的な未受診者の把握に努められるとともに、これらの者に対して重点的にきめ細かな受診勧奨を行うことについて検討されたい。

【講じた措置】

未受診者への受診勧奨の検討については、40歳・50歳の節目健診対象者及び43歳～57歳国保加入者及び3号年金者の中で、過去1年間ミニドックを受診していないものを把握し、ダイレクトメールの送付による受診勧奨をおこなった。

(博多区役所)

【講じた措置】

未受診者への受診勧奨の検討については、40歳・50歳の節目健診対象者で、過去1年間ミニドックを受診していないものを把握し、ダイレクトメールの送付による受診勧奨を行うこととした。

(中央区役所)

指摘事項

4 がん検診の実施方法について

全校区一律に実施することは効率的でないと考えられる。

このため、校区単位で実施している集団検診において、受診者数の減少や医療機関が充実している校区については、数校区まとめて行うことなど実施方法について検討されたい。

【講じた措置】

がん検診の実施方法については、検討の結果、「御供所地区」について、受診者数、保健福祉センターとの距離、検診時期等を考慮し、校区の同意を得た上で、平成15年度から保健福祉センターでの総合検診に統合した。その他の地区については、積極的な広報活動を行っていくこととした。

(博多区役所)

【講じた措置】

がん集団検診の実施方法の検討については、地域から校区単位での集団検診の実施要望が強く、数校区まとめて行うとした場合、検診会場が遠方になるなど、地域にとってデメリットが考えられることから、当面は個別検診の浸透を図りながら受診者が少ない校区については積極的な広報活動を行っていくこととした。

(中央区役所，早良区役所，西区役所)

【講じた措置】

がん集団検診の実施方法の検討については、地域から校区単位での集団検診の実施要望が強く、関心も高いことから、当面は集団検診会場等で医療機関での受診（個別検診）の積極的な勧奨を実施することとした。

（南区役所）

指摘事項

5 ヘルスアップスクールについて

(3) 募集の在り方について

健康について共通意識を持った身近な住民同志の出会いの機会として、ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することについて検討されたい。

また、この機会を捉え健康づくりグループの結成及び育成を推進することについて努力されたい。

【講じた措置】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、校区健康づくり実行委員会へ参加の働きかけを行った。

ヘルスアップスクールの機会を捉えた健康づくりグループの結成及び育成の推進については、健康日本21福岡市計画として各校区で取り組んでいるウォーキンググループをメインとして、健康づくりグループの結成及び育成を推進することとした。

（博多区役所）

【講じた措置】

ヘルスアップスクールの受講者を校区単位で募集することの検討については、育児サークル等へ参加の働きかけを行うこととした。ヘルスアップスクールの機会を捉えた健康づくりグループの結成及び育成の推進については、地域のウォーキンググループのリーダー交流会を行い、アドバイスを行うとともに、ヘルスアップスクールの際に地域のウォーキンググループの活動の紹介を行うこととした。

（南区役所）

指摘事項

6 地域ぐるみの健康づくりについて

(2) 健康運動指導士について

資格を取得したにもかかわらず、直接の担当分野でなかったり、人事異動により資格を発揮できない職場に配置になるなどの結果、実際に有資格者として活動している者は一部の栄養士等であることが認められた。

このため、今後は、職種等を考慮に受講者の人選に尽力され、健康運動指導士の充実に図ることについて検討されたい。

【講じた措置】

ヘルスアップスクールや運動普及推進員の養成、健康づくり運動講習会の企画運営などの事業負担者である栄養士は、体力診断に基づき運動プログラムが提供できる健康運動指導士の資格取得者であることが望ましい。この観点から、平成13年度から、資格取得者は栄養士に限定した。

（博多区役所、中央区役所）

指摘事項

(3) 保健婦について

人員の確保ができないと他の職員への業務負担増などの影響が大きいことや市民へのサービス低下が否めず、専門職である保健婦の人員の確保は重要である。

このため、産休・育休時の保健婦の人員の確保については、組織全体でシステムを構築するなど最善の方策について検討されたい。

【講じた措置】

平成14年4月1日付で職員定数条例の改正により、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をする職員について定数外の取扱いとした。

（総務企画局）

指摘事項

8 広報啓発の在り方について

低迷の要因を十分分析し効果的な広報啓発に結びつけるために、市民意識調査のような精度のある調査等を実施するなど、市民の意識・意向を継続的に把握するとともにその結果を踏まえ、健康づくりの動機づけとして市民の気持ちを高めていく啓発方法等について検討されたい。

【講じた措置】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、「健康日本21福岡市計画」の推進体制として、校区ごとに健康づくり実行委員会を設け、健康づくりのための取り組みの企画実施を校区主体で行い、保健所はその活動支援を行っていくこととした。その結果、校区主体で取り組むことにより市民の健康づくりの意識の向上が図られた。

またミニドックについても、校区の健康づくり活動や検診等の機会を捉えた受診勧奨や、未受診者への再受診勧奨等により受診者が増加した。さらに、平成15年度に健康づくりセンターにおいて、市民の健康づくりに関する意識や意向について調査を実施しており、今後この分析結果をふまえ、校区の取り組み等に活用することとした。

（保健福祉局）

【講じた措置】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、ミニドック受診者へのアンケート調査などにより市民の意識等の把握を行うこととともに、保健福祉センターホームページの内容の充実 健診等のポスターの掲示場所を増加 南区医師会、地域団体及び南区で実施している校区単位開催の「区民と医師の会」の中で健康教育の時間を確保するなど、積極的な広報啓発を行った。

（南区役所）

【講じた措置】

市民の意識・意向を継続的に把握した啓発方法等の検討については、早良区における健診の一年度全日程を市ホームページに掲載するなどホームページの内容の充実 年6回早良保健所独自の「健康だより」を発行し、全戸回覧 町内の案内板で健診予定をお知らせする等の検診のお知らせ場所の増加など、積極的な広報啓発を行った。

（早良区役所）

1 ごみ減量・リサイクルの推進について

指摘事項

1 ごみ減量推進対策事業

(1) 地域リサイクルステーションについて

未設置の区役所や公共施設についても、可能な範囲(例えば、古紙回収ボックスを除いて設置するなど)での設置を検討されるよう要望する。

(環境局)

【講じた措置】

地域リサイクルステーションについては、今後、各校区に校区紙リサイクルステーションを整備するとともに、各校区に3箇所を目標に紙リサイクルボックスを整備することにより、機能拡大を図ることとした。

指摘事項

(2) 「かーるマークの店」認定制度等について

簡易包装の推進や資源物の店頭回収、再生品の販売など、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組む市内の小売店等を「かーるマークの店」として認定(平成13年4月1日現在 約2,000店舗)し、ごみ減量・リサイクル運動の推進を図っているところであるが、福岡市循環型システム研究会によるアンケート結果によると、「かーるマークの店」を知っている市民は、一般：41.7%、学生：4.4%とあまり周知がなされていない状況であった。

また、百貨店(デパート)においては、市民(お客)に簡易包装の意志があっても、包装の際あまり確認がなされておらず、以前に比べ簡易包装の推進が図られていない状況であった。

したがって、「かーるマークの店」の一層の周知や簡易包装について販売店側からの積極的な働きかけについて、指導・協力依頼することについて検討されたい。

(環境局)

【講じた措置】

「かーるマークの店」の一層の周知については、現在の認定制度では、認定した後の取り組み状況の把握もできていないため、定期的に取り組み状況の報告をさせるなどにより、認定後の更新規定を設けるなど制度の見直しを行い、かーるマークの店の取り組みの活性化を図ることとした。

また、かーるマークの店での取り組みを応援するために市のホームページ等を活用したPRを行うこととした。

また、販売店側からの簡易包装等の積極的な働きについても、販売店等との意見交換会の場を設けるなど、いろいろな機会を捉えて指導・協力依頼を行うこととした。

指摘事項

3 広報・啓発の在り方について

(3) 現在、本市においては、毎月「ノーマイカーデー」を設け交通公害防止に取り組んでいるところであるが、ごみ減量・リサイクルに関しても、更なる意識の高揚を図るため月1回若しくは週1回「ノーレジ袋デー(買い物袋持参デー)」といった実践的な啓発方法についても検討されるよう要望する。

(環境局)

【講じた措置】

買い物袋持参運動については、毎年10月のリサイクル推進月間を中心に行っているが、今後も大都市減量化資源化共同キャンペーンでの買い物袋持参運動及び福岡県と連携したキャンペーンを継続して実施していく。

また、リサイクルプラザでの啓発活動、リサイクル情報紙での広報など、さまざまな機会を捉え広報・啓発に努め、更なるごみ減量・リサイクル意識の高揚を図ることとした。

指摘事項

4 不法投棄について

(1) 不法投棄の防止については、タクシー運転手をはじめ運送業界、郵便局員や新聞配達員など外回りの仕事（外勤）の人達と連携を図るなど、既に協定などを締結している他自治体の例を参考にしながら、不法投棄の監視の強化について検討されたい。
(環境局)

【講じた措置】

不法投棄防止の監視の強化については、タクシー運転手等との連携を検討してきたが、実際に取り組んでいる他自治体においてその効果が顕著でないため、本市においては、地域住民との共働による不法投棄防止活動に重点を置き、平成14年度から地域活動への支援事業を行っている。

今後も従来の監視業務の充実に加え、地域活動の拡大によって不法投棄防止の強化を図っていく。